

平成28年4月1日より「障害者差別解消法」が施行されました。同時に、「奈良県障害

のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」も施行されました。

◆この法律の目的は？

障がいのある人もない人もだれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現をめざ

します。障がいのある人からの申し出があったときは、合理的な配慮によって暮らし

の中からバリアを取り除いていきましょう。

◆合理的な配慮の身近な例

<p>目が見えないので 飲食店のメニュー が見られない</p>	<p>耳が聞こえないので 会話ができない</p>	<p>話を理解するのが 少し苦手</p>	<p>車いすなので高い ところに手が届かない</p>
<p>メニューやその内容 を読んで説明し ましょう</p> 	<p>筆談や身ぶりなどで コミュニケーションを 取ってみましょう</p> 	<p>ゆっくりとわかりや すく説明しましょう</p> 	<p>手の届かない上の 方にある商品を取っ て渡しましょう</p> 

◆会社やお店は、「不利益な取扱い」の禁止と「合理的な配慮の提供」を求められています。

不利益な取扱い: 障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}に合理的な理由^{ごうりてき りゆう}なくサービスの提供^{ていきよう きよひ}を拒否したり、

制限^{せいげん}することです。

合理的な配慮の提供: 障がいのある人^{ひと}から、何らかの配慮^{はいりよ}を求める意思^{いし}の表明^{ひょうめい}が

あった場合^{ばあい}に、過度^{かど}な負担^{ふたん}にならない範囲^{はんい}で、必要^{ひつよう}かつ合理的^{ごうりてき}

な配慮^{はいりよ}をすることです。

◆Q&A

Q. 差別^{さべつ}を解消^{かいしょう}するには、まずどうしたら良い^いですか？

A. 安易^{あんい}に相手^{あいて}を責めること^せなく、互い^{たが}にどうすればよいか^{はな}を話し合い^あ、コミュニケーション^{はか}を図^{はか}りましょう。

Q. 障がい者^{しょうがいしゃ}を特別^{とくべつ}扱い^{あつか}する法律^{ほうりつ}なの？

A. いいえ。障がい者^{しょうがいしゃ}を優遇^{ゆうぐう}したり、新しい権利^{あた}をつくったりするものではありません。この法律^{ほうりつ}は、憲法^{けんぽう}などで保障^{ほしょう}されている内容^{ないよう}を同じように保障^{ほしょう}するためのものです。

Q. この法律^{ほうりつ}で対象者^{たいしょうしゃ}となる障がい者^{しょうがいしゃ}は？

A. 障害者手帳^{しょうがいしゃてちょう}を持っていない^もでも、障がいのあるすべての人^{ひと}が対象^{たいしょう}となります。

ならしでは、しょうがいをりゆうとするさべつかいしょうさまたかいしょうはか
奈良市では、障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）を妨（さまた）げているバリア（かいしょう）の解消（はか）を図（はか）るた
め、必要（ひつよう）な啓発（けいはつ）活動（かつどう）に取（とり）組（く）んでま（ま）いります。

さんこう
【参考】

ないかくふしょうがいりゆうさべつかいしょうすいしん
<内閣府「障害（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）の推進（すいしん）」>

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

ならけんならけんしょうがいひとひとくしゃかいじょうれい
<奈良県（ならけん）「奈良県（ならけん）障害（しょうがい）のある人（ひと）もなし（なし）の人（ひと）もとも（とも）に暮（く）らしやすい社会（しゃかい）づくり条（じょう）例（れい）につい
て」>

<http://www.pref.nara.jp/39656.htm>